

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>1. 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、賦課期日現在市内に住所を有する個人又は市内に住所を有しないが事業所や家屋敷を有する個人に対して市民税、都民税の賦課決定事務を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税の課税標準の決定及び更正、税額の決定及び更正並びに賦課決定通知書の送達②税務調査の実施③個人住民税の各種控除(配偶者、配偶者特別、扶養、障害者、寡婦等)の適用④個人住民税の減免⑤個人住民税の課税(家屋敷課税)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 個人住民税システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. eLTAXシステム5. 国税連携システム6. マイナポータル申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。) (省令第2条の表における情報照会の根拠) 48 (省令第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55-257、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	昭島市市民部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部課税課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部課税課 電話番号042-544-5111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの紐づけを行う際は、複数人での確認を行い、その記録を残している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	課税課長 池谷 啓史	課税課長 滝瀬 泉之	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	課税課長 滝瀬 泉之	課税課長 峰岸 和夫	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	2. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が	2. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が	事前	
令和1年6月28日	I-5-②所属長	課税課長 峰岸 和夫	課税課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつの時点計数か	平成27年2月6日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつの時点計数か	平成27年2月6日時点	平成31年1月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教	事後	
令和3年2月17日	I-1-②事務の概要	①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、	①個人住民税の課税標準の決定及び更正、税額の決定及び更正並びに賦課決定通知書の	事後	
令和3年2月17日	I-3法令上の根拠	1番号法第9条第1項 別表第1の16の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の16の項	事後	
令和3年2月17日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 2. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、	(別表第2における情報照会の根拠) 2. 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	事後	
令和3年2月17日	II-1 いつの時点計数か	平成31年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年2月17日	II-2 いつの時点計数か	平成31年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠			事後	
令和3年9月1日	II-1 いつの時点計数か	令和3年1月31日時点	令和3年9月1日時点	事前	
令和3年9月1日	II-2 いつの時点計数か	令和3年1月31日時点	令和3年9月1日時点	事前	
令和4年9月7日	I-4-②法令上の根拠			事後	
令和4年9月7日	II-1 いつの時点計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和4年9月7日	II-2 いつの時点計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和5年8月1日	I-4-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠)	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、	事後	
令和5年8月1日	II-1 いつの時点計数か	令和4年9月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年8月1日	II-2 いつの時点計数か	令和4年9月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	Ⅱ-2 いつの時点計数か	令和5年7月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月31日	I-1③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 6. マイナポータル申請管理システム 	事後	
令和8年3月31日	I-3法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 	番号法第9条第1項及び別表の24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>2. 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号) 第20条</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条</p>	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。)</p> <p>(省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>48</p> <p>(省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55-257、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173</p>	事後	